

ごとう事務所通信

5

May

2013

発行: 社会保険労務士ごとう事務所

〒491-0079 愛知県一宮市九品町 3-26-3

TEL 0586-64-9086 FAX 0586-64-9087 email info@mail.sr-goto.com

発行日: 2013年5月10日

最新情報

雇用者を1人増やすと40万円の税額控除を受けられます！

適用年度中（平成25年4月1日～平成26年3月31日までの期間内に始まる各事業年度。個人事業主の場合は、平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）に、雇用者数を5人以上（中小企業は2人以上）かつ10%以上増加させるなど一定の要件を満たした事業主は、法人税（個人事業主の場合は所得税）の税額控除の適用が受けられる制度があります。

その控除額が、今年4月より、「雇用者一人につき20万円」から「雇用者一人につき40万円の税額控除」と増額されました。

※ただし、当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度です。



●対象となる事業主の要件●

■青色申告書を提出する事業主であること

■適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者 ※ がないこと

※雇用保険一般被保険者および高年齢継続被保険者であった離職者が、雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において「3 事業主の都合による離職」に該当する場合を指します。

■適用年度に雇用者（雇用保険一般被保険者）の数を5人以上（中小企業 ※1 の場合は2人以上）、かつ、10%以上増加 ※2 させていること

※1 中小企業とは以下のいずれかを指します。

・資本金1億円以下の法人

・資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1000人以下の法人

※2 雇用者増加数は、適用年度末日と前事業年度末日の雇用者数の差です。

■適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額 ※ 以上であること

※ 比較給与等支給額 = 前事業年度の給与等の支給額 + (前事業年度の給与等の支給額 × 雇用増加割合 × 30%)

■風俗営業等 ※を営む事業主ではないこと

※「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定められている風俗営業および性風俗関連特殊営業（キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、麻雀店、パチンコ店など）

●適用の要件●

■適用を受けるためには、あらかじめ「雇用促進計画」をハローワークに提出する必要があります。

利益の出ている会社にとっては、1人40万円の税額控除は大きいものです。今年、すでに複数名の採用が決まっている場合は、ご相談いただけたらと思います。雇用促進計画作成代行も承ります。

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です。今後、国がどのようなところに重きを置いて、企業を指導していく方針なのかを知ることができ、参考になります。

先日発表された平成25年4月～平成30年3月までの5年間の「第12次労働災害防止計画」をご紹介します。

現状と課題 労働災害による被災者数（平成23年：震災直接原因分除く）

- ・死亡者数：1,024人（過去最少）
- ・死傷者数：117,958人（2年連続増加、平成24年も増加）

- ※ 労働災害は長期的には減少しているが、第三次産業では増加（特に社会福祉施設は過去10年で2倍以上）
- ※ 死亡災害も減少しているが、依然、建設業・製造業で過半数を占め、割合が高い



計画の目標

- 労働災害による死亡者の数を15%以上減少
- 労働災害による死傷者の数を15%以上減少

「第12次労働災害防止計画」の重点

ポイント① 重点対策ごとに数値目標を設定

労働災害全体の減少目標に加え、重点対策ごとに数値目標を設定し、達成状況を踏まえて対策を展開。

ポイント② 第三次産業を最重点業種に位置づけ

労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、特に災害の多い「小売業」、「社会福祉施設」、「飲食店」に対する集中的取組を実施。

ポイント③ 死亡災害に対し重点を絞った取組を実施

依然として死亡災害の半数以上を占める建設業、製造業に対して、「墜落・転落災害」、「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害」に重点を当てて取り組む。

重点対策には、近年増加している「メンタルヘルス」、「過重労働」に関するものも当然含まれています。

メンタルヘルス対策⇒【目標】対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上

- メンタルヘルス不調を予防するための職場改善手法を検討
- ストレスチェック等の取組を推進
- 事例集やモデルプログラムの作成により職場復帰支援を促進

過重労働対策⇒【目標】週労働時間60時間以上の雇用者割合を30%以上減少

- 健康診断の実施と事後措置などの健康管理を徹底
- 休日・休暇の付与・取得を促進
- 時間外労働の限度基準の遵守を図り、時間外労働削減を推進



健康診断の実施と事後措置については、最近、労基署の調査でも重点的にチェックされています。メンタルヘルス対策、過重労働対策について等、ご不安なことがありましたら、お気軽にお声掛けください。

**お仕事
カレンダー**

- 5/10 ●一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事
- 4月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 5/31 ●4月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付

- 5/31 ●自動車税の納付
- 3月決算法人の確定申告・9月決算法人の中間申告
- 6月・9月・12月決算法人の消費税の中間申告
- 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付

あとがき◆当事務所より 入社時を含めて従業員の健康診断を実施する機会があると思います。その際に身体の健康診断だけではなく「心の健康診断」も併せて実施しましょう。ストレスチェック以上の確かな診断をご紹介します。